

川西市障がい者自立支援協議会の見直しについて

1.見直しの方向性

- ① 事例検討会を実施し、職員のスキルアップ・地域課題の掘り起こしを行う
- ② 専門部会で実質的な協議を行い、地域の生活実態を把握
- ③ 事例検討を通じ、フォーマル・インフォーマルな社会資源の掘り起こし、活用

2. 見直しの具体案

①効果的な協議会の運営

⇒ 地域課題の抽出、整理とそれに対する対策案（仕組みづくり）の作成を効果的に実施するため、運営会議のメンバー構成を増やしてはどうか。

（例）現状 市＋基幹相談支援センター

→ 市＋基幹相談＋委託相談（主任相談支援専門員）

＊必要に応じ、圏域コーディネーターの参加を求める。

⇒ 地域課題を抽出するため、少人数での事例検討部会を設けてはどうか。

（例）基幹相談、委託相談、計画相談、サービス提供事業者から5～6人で構成する。事務局が事例検討会を招集する。事務局がケース会議に参加するなど検討事例を収集する。

⇒ 課題ごとに実行性のある専門部会を設けてはどうか。

事例検討で抽出した地域課題を踏まえ、専門部会を設け、実質的な協議を行う。多様な制度の活用や地域の社会資源を活用し課題を解決していく。

⇒ 全体会議は、各専門部会等で協議された地域課題を確認し、解決策案について、協議会全体として意思確認を行い、具体的に取組んだり、市へ提案する。

②地域の相談支援体制の強化に取り組む

⇒ 協議会がうまく機能しているか、自己点検・振り返りとしての自己評価を行ってはどうか。

- ・市から障がい者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価の実施
- ・基幹相談支援センターの事業実績の検証の実施

3. スケジュール

R6.12：基幹相談支援センター、市で事例検討会の実施

→事例検討会の実施手法の確認

R7.1：基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、市で試験的に事例検討会を実施

→従業員のスキルアップ、地域課題の抽出につながるか検証

R7.4：地域課題の抽出につながらなかったら、委託相談を運営会議に追加しない

R7.6：事例検討の成果を自立支援協議会で共有

少人数での事例検討部会の設立

R7.8～：必要性に応じて専門部会の設立を自立支援協議会で協議